No.1

用地管理課

	現	行			改正	後				
引表(第2条	関係)			別表(第2条関係)						
占用物件の 種類	区分	単 位	占用料 (単位円)	占用物件の種類	区分	単 位	占用料 (単位円)			
法第 32 条第	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	法第32条第	第1種電柱	1本1年につき	990			
1項第1号	第2種電柱		1, 500	1項第1号	第2種電柱		1, 500			
に掲げる工	第3種電柱		2,000	に掲げる工	第3種電柱		2, 000			
作物	第1種電話柱		<u>850</u>	作物	第1種電話柱		880			
	第2種電話柱		1, 400		第2種電話柱		1, 400			
	第3種電話柱		1, 900		第3種電話柱		1, 900			
	その他の柱類		<u>85</u> 9		その他の柱類		<u>88</u>			
	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートル1			共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートル1	9			
	類	年につき			類	年につき				
	地下に設ける電線その他の線類		5		地下に設ける電線その他の線類		5			
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>			
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>510</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートル1年につき	<u>530</u>			
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	1,700		変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	1,800			
	郵便差出箱		<u>720</u>		郵便差出箱		<u>740</u>			

	現	行			改	正	後	
	広告塔	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>		広告塔		表示面積1平方メ	<u>2, 200</u>
		ートル1年につき					ートル1年につき	
	その他のもの	占用面積1平方メ	<u>1, 700</u>		その他のもの		占用面積1平方メ	<u>1,800</u>
		ートル1年につき					ートル1年につき	
法第32条第	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ1メートル1	<u>36</u>	法第32条第	外径が0.07メート	ル未満のもの	長さ1メートル1	<u>37</u>
1項第2号	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メ	年につき	<u>51</u>	1項第2号に	外径が 0.07 メート	ル以上0.1メ	年につき	<u>53</u>
に掲げる物	ートル未満のもの			掲げる物件	ートル未満のもの			
件	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メ		<u>77</u>		外径が 0.1 メート/	以上0.15メ		<u>79</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メ		<u>100</u>		外径が 0.15 メート	ル以上0.2メ		<u>110</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メ		<u>150</u>		外径が 0.2 メート	ル以上0.3メ		<u>160</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メ		<u>200</u>		外径が 0.3 メート	ル以上0.4メ		<u>210</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メ		<u>360</u>		外径が 0.4 メート	ル以上0.7メ		<u>370</u>
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が 0.7 メートル以上 1 メー		<u>510</u>		外径が 0.7 メート	レ以上1メー]	<u>530</u>
	トル未満のもの				トル未満のもの			
1		•	'	1	I		1	

		現		行				改	正	後	
				1		ı				1 [
	外径が1	メートル以上	このもの		<u>1,000</u>		外径が1	メートル以	上のもの		<u>1, 100</u>
法第 32 条第	自動運	法第2条	地下に設	長さ1メートル1	5	法第32条第	自動運	法第2条	地下に設	長さ1メートル1	5
1 項第 3 号	行補助	第2項第	けるもの	年につき		1項第3号に	行補助	第2項第	けるもの	年につき	
に掲げる施	施設	5号に規				掲げる施	施設	5号に規			
設		定する自				設		定する自			
		動運行装						動運行装			
		置による						置による			
		検知の対	その他の		<u>17</u>			検知の対	その他の		<u>18</u>
		象として	もの					象として			
		設置する						設置する			
		導線その						導線その			
		他の線類						他の線類			
		道路の構造	告又は交通	1本1年につき	1, 400			道路の構造	告又は交通	1本1年につき	1, 400
		の状況を剥	表示する標					の状況を	表示する標		
		識柱その他	1の柱類					識柱その他	也の柱類		
		その他の	上空に設	占用面積1平方メ	<u>850</u>			その他の	上空に設	占用面積1平方メ	880
		もの	けるもの	ートル1年につき				もの	けるもの	ートル1年につき	
			地下に設		510				地下に設		530
			けるもの						けるもの		
	その他のもの			1,700	その他のもの					<u>1, 800</u>	
I 	.—			I	ı I	I	1 .—			ı l	

No.4 用地管理課

	į	現	行			럣	正 正	後	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メ	<u>1, 700</u>	法第32条第1	項第4号に打	占用面積1平方メ	<u>1,800</u>	
							ートル1年につき		
法第32条第	地下街及	階数が1のもの	占用面積1平方メ	<u>A×0.005</u>	法第32条第	地下街及	階数が1のもの	占用面積1平方メ	<u>A×0.004</u>
1項第5号	び地下室	階数が2のもの	ートル1年につき	<u>A×0.008</u>	1項第5号	び地下室	階数が2のもの	ートル1年につき	<u>A×0.006</u>
に掲げる施		階数が3以上のも		<u>A×0.01</u>	に掲げる施		階数が3以上のもの		<u>A×0.007</u>
設		\mathcal{O}			設				
	上空に設けん	る通路		<u>1, 200</u>		上空に設け	る通路		<u>1, 100</u>
	地下に設け	る通路		<u>710</u>		地下に設ける通路			<u>660</u>
	その他のもの	D		<u>1, 700</u>		その他のもの			<u>1, 800</u>
法第32条第	祭礼、縁日等	等に際し、一時的に設	占用面積1平方メ	<u>24</u>	法第32条第			と 占用面積1平方メ	<u>22</u>
1項第6号	けるもの		ートル1 日につき		1項第6号	けるもの		ートル1日につき	
に掲げる施	その他のもの	D	占用面積1平方メ	<u>240</u>	に掲げる施	その他のもの		占用面積1平方メ	<u>220</u>
設			ートル1月につき		設			ートル1月につき	

					1				
	現		行			改	正	後	
道路法施行	看板(アーチ	一時的に設ける	表示面積1平方メ	<u>240</u>	道路法施行	看板(アーチ	一時的に設ける	表示面積1平方メ	<u>220</u>
令 (昭和27	であるもの	もの	ートル1月につき		令 (昭和27	であるもの	もの	ートル1月につき	
年政令第479	を除く。)	その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 400</u>	年政令第479	を除く。)	その他のもの	表示面積1平方メ	<u>2, 200</u>
号。以下「令」			ートル1年につき		号。以下「令」			ートル1年につき	
という。) 第	標識		1本1年につき	1, 400	という。) 第	標識		1本1年につき	1, 400
7条第1号	旗ざお	祭礼、縁日等に際	1本1日につき	<u>24</u>	7条第1号	旗ざお	祭礼、縁日等に	1本1日につき	<u>22</u>
に掲げる物		し、一時的に設け			に掲げる物		際し、一時的に		
件		るもの			件		設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
	幕(令第7条	祭礼、縁日等に際	その面積1平方メ	<u>24</u>		幕(令第7条	祭礼、縁日等に	その面積1平方メ	<u>22</u>
	第4号に掲	し、一時的に設け	ートル1日につき			第4号に掲	際し、一時的に	ートル1日につき	
	げる工事用	るもの				げる工事用	設けるもの		
	施設である	その他のもの	その面積1平方メ	<u>240</u>		施設である	その他のもの	その面積1平方メ	<u>220</u>
	ものを除		ートル1月につき			ものを除		ートル1月につき	
	<。)					<∘)			
	アーチ	車道を横断する	1基1月につき	<u>2, 400</u>		アーチ	車道を横断する	1基1月につき	<u>2, 200</u>
		もの					もの		
		その他のもの		<u>1, 200</u>			その他のもの		<u>1, 100</u>

用地管理課

				<u> </u>				用地官理研
現		行			改	正	後	
令第7条第2号に掲げる工	太陽光発電設備及	占用面積1平方メ	<u>1, 700</u>	令第7条第2号に掲げ	げる工	太陽光発電設備及	占用面積1平方メ	<u>1, 800</u>
作物	び風力発電設備	ートル1年につき		作物		び風力発電設備	ートル1年につき	
令第7条第3号に掲げる施	津波からの一時的	占用面積1平方メ	<u>A×0.033</u>	令第7条第3号に掲げ	げる施	津波からの一時的	占用面積1平方メ	<u>A×0.031</u>
設	な避難場所として	ートル1年につき		設		な避場所として	ートル1年につき	
	の機能を有する堅					の機能を有する堅		
	固な施設					固加設		
令第7条第4号に掲げる工事	用施設及び同条第	占用面積1平方メ	<u>240</u>	令第7条第4号に掲げ	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第		占用面積1平方メ	220
5号に掲げる工事用材料		ートル1月につき		5号に掲げる工事用材料		ートル1月につき		
令第7条第6号に掲げる仮設	建築物及び同条第	占用面積1平方メ	<u>170</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第		占用面積1平方メ	<u>180</u>	
7号に掲げる施設		ートル1月につき		7号に掲げる施設			ートル1月につき	
				付 則			1	
				この条例は、令和	8年4	月1日から施行	する。	